

河内長野市小規模資金融資のご案内

(大阪府小規模企業サポート資金〔市町村連携型〕)

この融資は、河内長野市内で事業を行う小規模事業者の経営の安定を図るため、「大阪府小規模企業サポート資金」を活用し、河内長野市が独自に金利軽減（府小規模資金：年1.85%→市小規模資金：年1.25%）を行う制度です。

1. 利用資格

①個人事業者

融資申込日において、河内長野市内に6ヶ月以上居住し、かつ原則として市内の同一場所において同一事業を引き続き6ヶ月以上営んでいる方。

②法人事業者

融資申込日において、原則として河内長野市内の同一場所において同一事業を引き続き6ヶ月以上営んでいる方。

上記①②のいずれかに該当し、大阪府の融資対象となる業種の事業を営む小規模事業者です。

※税金の申告をしていることが必要です。

小規模事業者とは下記のいずれかに該当する方です。

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に定める以下の小規模企業者であって、会社にあつては資本金の総額が1,000万円以下のものです。

- ・常時使用する従業員数が20人（商業又はサービス業【宿泊業及び娯楽業を除く】は、5人）以下の会社、個人
- ・常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人
- ・法に基づく事業協同小組合等（窓口でご確認ください）

※なお、利用資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。
詳しくは6ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

2. 取扱金融機関

地方銀行	紀陽銀行 河内長野支店、徳島大正銀行 千代田支店、南都銀行 河内長野支店 (50音順)
信用金庫	大阪シティ信用金庫 河内長野支店
信用組合	成協信用組合 河内長野支店

3. 融資限度額及び融資条件

(1) 融資限度額

運 転 資 金	500万円
設 備 資 金	

(注) この融資は、信用保証付き融資であるため、信用保証協会に保証残額がある場合は、申込額と合わせて2,000万円以内の申込額となります。
利用可能な融資額については、事前に大阪信用保証協会にお問合せください。

(2) 融資条件

資金用途	市内事業所のための運転資金・設備資金
貸付利率	年 1.25% (大阪府小規模資金の利率から0.6%を減じた利率)
融資期間	7年以内
返済方法	毎月元金均等分割返済(据置期間は6カ月以内)
借換え	新規事業資金のための融資申込みの場合は可 <u>借金返済のための借換え(旧債振替)は認められません。</u>
信用保証料	大阪信用保証協会所定

(3) 連帯保証人

申込者区分	連 帯 保 証 人
個 人	原則として、不要
法 人	原則として、法人代表者以外不要
組 合	原則として、代表理事以外不要

次の方は、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・実質的な経営権を持つ方
- ・事業承継予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者)等

(※) 連帯保証人になっていただく方は取扱金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただきます。



4. 融資申込に必要な書類

大阪府所定の「信用保証委託申込書」及び次の書類が必要です。なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。（注-1）

添 付 書 類		部数	確認欄
(1) 河内長野市小規模資金融資申込書		1	
(2) 河内長野市小規模資金融資に伴う個人情報取扱いに関する同意書（市用、金融機関用）		各1	
(3) 河内長野市小規模資金融資に関する宣誓書		1	
(4) 個人の場合、住民票抄本（前住所が確認できるもの）（写し可、原則発行後3カ月以内のもの）		1	
(5) 法人の場合、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） （取扱金融機関で申し込む場合は写し可。市で申し込む場合は原本かつ発行後3カ月以内のもの） ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		2	
(6) 市・府民税の完納証明書（税額が発生していない場合は所得証明書）		1	
(7) 固定資産税及び都市計画税の完納証明書		1	
(8) 軽自動車税の完納証明書		1	
(9) 信用保証委託契約書（注-2）（令和3年7月1日保証申込分より、貸付実行時に作成の上提出）		1	
(10) 申込人（企業）概要（前回保証時から変更ない場合は省略可）		1	
(11) 資産・負債および収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		1	
(12) 保証人等明細		1	
(13) 事業計画書（計画内容が確認できる場合は他の計画書の準用可）		1	
(14) 同意書（注-3） ・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用） ※取扱金融機関所定の様式の場合があります。		各1	
(15) 法人の場合	決算書及び附属明細書（写） ※決算を2期以上しているときは直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2	
	税務署受付印（※1）のある確定申告書（写） 【別表1, 4, 5など】（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 （※2）申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2	
(16) 個人の場合	税務署受付印（※1）のある確定申告書（写）（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 （※2）申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2	
(17) 印鑑証明書（注-4）	申込者	1	
	連帯保証人（法人代表者等）等（注-3）	(1)	
(18) 納税証明書等（注-5）（注-8）		1	
(19) 担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本（発行後3カ月以内のもの）		(1)	

(20) 担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格及び時価を記載した説明書	(1)	
(21) 設備資金の場合、契約書(写)・見積書(写)等	該当するもの各一通	
(22) 営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し(必要業種の場合)		
(23) 申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人(法人にあっては代表者)の住民票抄本(前住所が確認できるもの)(写し可。原則発行後3カ月以内のもの)(注-6)(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)		
(24) 申込人(法人にあっては代表者)および連帯保証人が外国人の場合、在留資格および在留期間が確認できる住民票抄本(原則、発行後3カ月以内のもの)または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し(注-6)ただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。		
(25) 新規事業計画書(注-7)		
(26) その他、必要と認められる書類		

(注-1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示(運転免許証、印鑑登録証明書等)を求められることがあります。また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

(注-2) 運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間または据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は2通必要です。なお、信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。

(注-3) 申込人以外の方が担保を提供する場合は、担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書および印鑑証明書が必要です。令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6カ月経過している場合を含む。)に、保証の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出が必要です。あっ旋方式の場合は、原則保証申込の都度提出が必要。

(注-4) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6カ月経過している場合を含む。)は必要(写し可、原則最近3カ月以内のもの)です。2回目以降は変更がある場合等に必要です。あっ旋方式は都度原本(最近3カ月以内のもの)が必要。

(注-5) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。金融機関による納付状況の確認が行われており、信用保証委託申込書の納付状況欄で滞納がないことを確認できる場合は省略することができます。あっ旋方式は都度原本が必要。

(注-6) (4)にて住民票抄本を添付した場合は不要。

(注-7) 新規事業資金の場合、新規事業計画書(ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することが可能です。)が必要となります。

- ・新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小(廃止を含む。)し、現行事業とは別の新たな事業(総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。)を行う資金」をいいます。なお、現行事業および新たな事業がいずれも飲食店で、中分類の範囲内の場合は、同計画書を省略することができます。

『個人情報の保護に関する法律』に基づき、信用保証付き融資をご利用の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供に関して、あらかじめお客様の同意をいただいています。

(注-8) 納税証明書等は、次表の中から選んでください。

申込者の納税証明書等	
1. 事業税(注-9) 2. 所得税(その1またはその3) 3. 法人税(その1またはその3) 4. 府・市町村民税(注-10)(注-11) 5. 法人府民税 6. 法人市町村民税	のいずれかの当該事業に係る納税証明書1通。
なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため添付できない場合は、次のいずれか1通。 ・事業税、所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類。(当該事業に係るもの。)	
新規担保提供での申し込みの場合は、担保提供者の納税証明書が必要です。	
1. 所得税(その3) 2. 消費税(その3) のいずれかの納税証明書1通(注-12)	

(注-9) 事業税の納税証明書で「確定額、納付額および未納額なし」と記載されているものは取り扱いません。

(注-10) 当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書(ゼロ証明)による取り扱いが可能です。

(注-11) 府・市町村民税で地方税法の規定により、障害者控除額または寡婦(夫)控除額を控除されたため、所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で府・市町村民税の所得割のあるものとみなします。

(注-12) 条件担保の場合で、金融機関の同意がある場合は省略が可能です。

5. 融資を受けられた後に必要な書類

- (1) 設備資金として融資を受けられた場合
領収証(写)等の設備実施確認資料を金融機関に提出してください。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期(申告期)が到来した場合、取扱金融機関または大阪信用保証協会より決算書(申告書)等の提出の依頼がありますので、提出してください。
なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

6. 申込・相談窓口

各取扱金融機関(p.1参照)

河内長野市 成長戦略局 活力創造戦略部 産業観光課 産業連携グループ

Tel.0721-53-1111(内線477・474)

制度をご利用いただけない主な例

I. 業種・法人格について

農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）、風俗営業（公序良俗等の観点から問題がある場合）、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体などの場合

II. 信用保証協会との取引について

- ① 原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合、また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ② 原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ③ 前回保証資金が、合理的理由なく資金の使途目的以外に流用されていた場合
- ④ 直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合

III. 金融取引等について

- ① 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む）
- ② 仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合

IV. 財務内容等について

- ① 税金を滞納し、完納の見通しがたたないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ② 借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
- ③ 高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ④ 業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑤ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ⑥ これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合

V. その他

- ① 許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合（申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く）
- ② 事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ③ 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④ 申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
- ⑤ 申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
- ⑥ 休眠会社(最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により、休眠会社として解散したものとみなされたもの)および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの）
- ⑦ 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑧ 申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
- ⑨ 暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑩ その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合

●このご案内は、河内長野市小規模資金融資の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。

●申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。申込書受付後、取扱金融機関及び信用保証協会が審査し、保証および融資の諾否、決定金額について通知します。（各取扱金融機関からご連絡します。）

●融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。

●融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。このような代行業者は、河内長野市及び大阪信用保証協会とは全く関係ありません。

●申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくこととなりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。

なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。

●融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。

ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。